



プレジャーボート所有者の皆様へ プレジャーボートの係留に係る 規制について

～マリンレジャーの健全な振興に向けて～

- 規制強化による適正保管のため、紀北地域（和歌山市～有田市）の沿岸において係留に関する規制区域を指定します。

1. 「放置等禁止区域」の指定に係る規制（平成21年4月1日から適用）

和歌山下津港、大川港、加太港の公共水域等において、港湾法の規定による放置等禁止区域を指定し、強制撤去等の規制強化を図ります。

なお、指定した区域内でみだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、港湾法により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

2. 「重点調整区域」の指定に係る規制（平成21年4月1日から適用）

プレジャーボート隻数に比べ係留保管場所が不足し、その調整を図る必要がある区域を重点調整区域に指定します。

この区域に係留するプレジャーボートの所有者は、氏名等を届出なければなりません。

届出期間は、平成21年4月1日から平成21年6月30日です。（期間厳守）

届出を行わなかったり、県の指導等に従わない場合は、所有者の氏名を公表し、所有者が不明のプレジャーボート等については撤去等の措置を行います。

係留保管場所が十分確保された場合は、重点調整区域を解除し、放置等禁止区域に切り替えます。

次の船舶は規制の対象外となります。

- ・国又は地方公共団体の所有する船舶
- ・漁船法第2条第1項に規定する漁船（漁船登録を受けた船舶）
- ・専ら海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- ・専ら港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- ・専ら内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- ・しゅんせつ船その他の作業船

- 係留保管場所の早期確保のため、係留保管施設の整備促進、低利用施設の活用、民間活力の導入等の施策も併せて進めます。

重点調整区域内での届出は
必ず期限内に提出して下さい。

規制区域の指定状況は
裏面を御覧下さい。



放置等禁止区域及び重点調整区域指定図

大川・加太・西脇地区



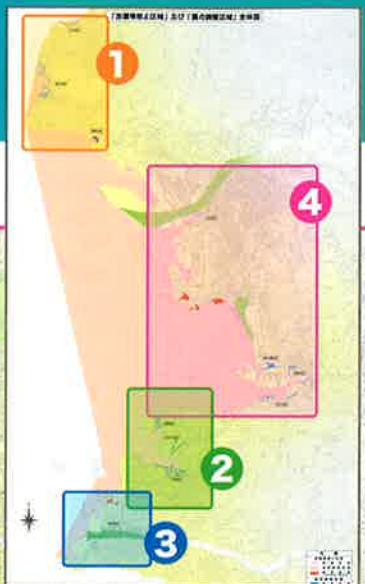
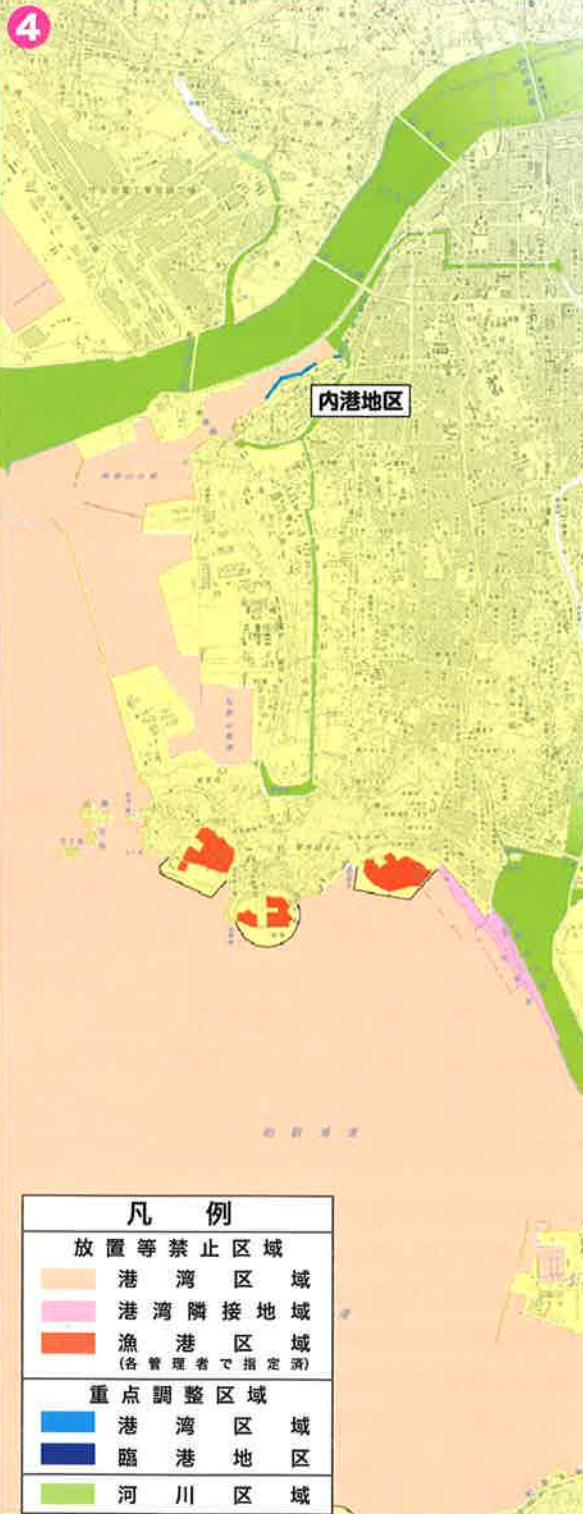
大崎・女良川・下津地区



有田地区



内港・片男波・琴の浦・海南・冷水地区



詳しくは、和歌山県のホームページを御覧下さい。
届出様式、提出書類、届出先、記載例も掲載しています。

問い合わせ先

プレジャーボート対策の方針に関すること

- 和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 TEL.073-441-3163
河川・下水道局 河川課 TEL.073-441-3132

届出等の諸手続に関すること

- 和歌山下津港湾事務所 総務管理課 TEL.073-431-7266